

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
知名町	畑総田皆・矢護仁屋地区(田皆字、下城字)	平成24年11月	令和3年10月

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	144.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	134.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	41.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	12.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.3ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

地区においては、担い手農家や規模拡大を志向する農業者も一定数確保されており、地域の営農環境は維持されている。

しかしながら、農業従事者の減少並びに若い世代の農業者は減少傾向にあるため、新たな経営体が確保できなければ地域農業の活力低下が懸念される。

地域農業の持続的発展・維持を図るため、原則として地区内の農地は中間管理機構を通し、地区内の中心経営体等に貸し付けるが、「話し合い」の中で新規参入者等に関しても検討を行い、農業者間の連携を促進するとともに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体の育成・確保に取り組む。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。